平成２７年（フ）第１７６３号
大阪府守口市藤田町６丁目９番５号
債務者　逸見　祥子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９０号
堺市中区深井中町1212番地21
債務者　やっぱこと一休こと　島田　英雄
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
北九州市小倉北区足立３丁目９番１―301号
債務者　小畑かおり
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４９５号
札幌市北区太平５条６丁目３番11号
債務者　今　　和彦
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５１号
堺市東区西野292番地１　グリーンハイツ北野田405号、前住所大阪府富田林市錦織南１丁目17番19号
債務者　荒木　龍一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―1003号
債務者　大山光子こと　片　　良明
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―1003号、住民票上の住所北九州市小倉北区須賀町17番11号
債務者　岡本時夫こと　朴　　時榮
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６９号
埼玉県鴻巣市糠田1864番地
債務者　福村　義史
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８７号
名古屋市千種区青柳町５丁目７番地の４　ランチョス大久手201号
債務者　渡辺　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６５号
愛知県小牧市東２丁目303番地
債務者　マービックこと　牧田　修二
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４５号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―816号
債務者　塚越　秀三
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２０号
神奈川県平塚市天沼２番31号　ラフィーヌ天沼103号
債務者　宮川　俊哉
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３号
札幌市南区南沢５条３丁目９番１号
債務者　武田　幸一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
千葉県鎌ケ谷市粟野562番地３　１号棟304
債務者　佐々木　章
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５７号
千葉県松戸市五香２丁目34番地の24　スカイハイツ２号館101号
債務者　阿部　文江
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６４号
千葉県松戸市牧の原435番地の19　牧の原公団住宅１街区８棟604号
債務者　切詰　英人
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１号
岩手県釜石市大字平田第２地割24番地４　ガーデンハウス・ＭＫ101号室、前住所岩手県遠野市松崎町白岩15地割15番地１　フォレストアーチ102号
債務者　小笠原竜志
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係